

安全で快適に暮らせるまちづくりの推進

私たちが暮らしていくうえで、まず願うことは何でしょう。

それは、安心して暮らしていけることです。しっかりとしたまちの基盤を作り、互いに心地よく住み続けていけるまちとなるよう、区民・事業者・行政が協力していくことが大切です。

(1) 環境にやさしいまちづくりの推進

① 環境と共生する持続型社会の実現

ア 環境教育や各種の普及啓発事業の実施により、環境に対する意識の高揚を図るほか、区民や企業が行うさまざまな環境保全活動の促進・支援を図り、省エネルギー・省資源のシステムづくりや、グリーン・エコノミック・ネットワーク（環境調和型の経済活動協働組織）づくりを積極的に推進します。

イ 企業や行政機関をはじめとする事業所等における環境管理システムの整備の支援・促進を図り、国際標準化機構の環境管理規格 ISO14001 の取得に向けた取組を積極的に推進します。

ウ ダイオキシン等による環境汚染の低減に向けて、野外焼却行為の防止及びごみの適正処理が継続できるよう、普及啓発活動の促進を図るとともに、東部山間埋立処分地（エコランド「音羽の杜」）における焼却残灰処分時の安全管理の強化を図ります。

② ごみの減量化・リサイクル活動の推進

ア ごみの減量化に向けて、ごみを出さない区民生活や事業活動、ごみの再資源化を推進するための広報活動や実践活動を、区民・事業者・行政の協働により進めます。

また、ごみ減量化に向けた幅広い活動を推進していくために、各地域における活動母体として、地域のごみ減量推進員等を中心としながら、地域住民や事業者等の参画を得て、「地域ごみ減量推進会議」等の設立を図ります。

イ 既に一部地域で取り組まれている廃食用油の回収とリサイクル活動についても、一層の普及推進を図ります。

③ まちの美化推進

ア ごみの不法投棄や散乱ごみに対する防止活動や防止に向けた普及啓発活動の促進を図るとともに、門掃き運動の推進や、区民・事業者・行政の協働による清掃の実施等、まちの美化に努めます。

イ 保全すべき自然資源や歴史資源の環境美化に向けて、美化推進強化区域の拡大を図ります。



まちの美化活動



廃食用油の回収

(2) 災害に強いまちづくりの推進

① 山科区防災活動計画に基づく防災対策の推進

山科区防災活動計画に基づく総合的な防災対策を実施し、区民・事業者・行政が相互に防災知識及び情報を共有し、それぞれの役割を明確にしながら、密接な連携のもとに、計画的かつ実践的な防災対策を推進します。

② 防災体制の充実

ア 自主防災会及び自主防災部に対してきめ細かな防火・防災啓発を実施し、地域住民の自主防災意識の向上を図るとともに、地域の消防団員を防災リーダーとして地域住民に密着した活動を展開し、防災知識の普及を図ります。

イ 事業所、各種団体、防災ボランティア、関係機関が一体となって、地域防災コミュニティと防災ネットワークの構築を図ります。

ウ 最新技術を導入した消防装備を整えるとともに、災害発生時の情報伝達体制を確実にするため、高度情報化に対応した通信体制、高齢者等の住宅に対応した緊急通報システム、ファクシミリによる緊急通報体制づくりを推進します。

エ 区民に対して各種広報媒体を通して防災情報を提供するとともに、区民が興味を持って参加できるような創意工夫をこらした各種防災訓練の展開を図ります。



救助・救出訓練

オ 学校の余裕教室等を活用した、地域レベルでの物資備蓄機能の拡充を進めます。

③ 災害に強い都市構造の形成

ア 旧安祥寺川や四ノ宮川をはじめとする中小河川の改修等を推進し、治水機能の強化を図ります。

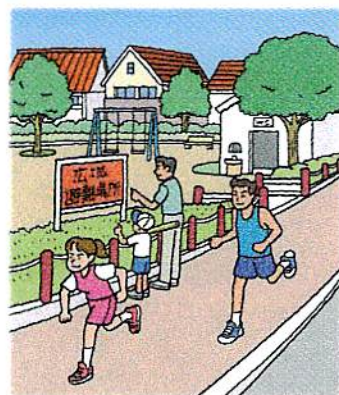
また、集中豪雨時に浸水被害が発生する水路等の雨水排水施設について、宅地開発指導の強化とあわせて整備を推進します。

イ 広域避難場所等を中心に耐震性貯水槽の整備を推進し、震災等の大規模災害に備えます。

ウ 市街地内の農地や農業用施設については、所定の避難場所を補完する空間として、災害時にはこれを活用できるような環境づくりを推進します。

エ 木造住宅に対する耐震診断と改修の助言・指導を推進します。

オ 都市基盤整備が不十分な住宅市街地においては、地域の特性を生かしながら、市街地の防災性の強化と居住環境の向上を図るため、まちづくり手法の確立に向けて、地域住民と行政のパートナーシップに基づくまちづくり活動の育成・支援に努めます。



④ 安定したライフラインの確保

ア 水道・ガス・電気などの常に安定した供給を図り、また、下水・通信・交通機関を含めたそれぞれの施設・設備の耐震化・不燃化を促進します。

イ 災害発生時における、これらライフラインの応急対策の充実を促進し、関係機関との連絡体制の強化などに努めます。

(3) 安心して生活できるまちづくりの推進

ア 地域における犯罪及び事故を未然に防止し、区民及び観光旅行者等が安心して生活し、または滞在できる安全な地域社会の実現を図るため、京都市生活安全条例に基づく生活安全基本計画を踏まえた生活安全施策を、総合的かつ計画的に推進します。

イ 警察や防犯推進委員、少年補導委員等を中心に、区民・事業者・行政が相互に連携を図りながら、啓発活動や地域住民の自主的活動の促進・支援を図ります。

すべての人にやさしいまちづくりの推進

山科区には、ここに住み・働き・学び・遊び・憩う多くの人々がいます。

子どもやお年寄り、障害のある人もない人も、女性も男性も、国籍や民族、生まれや生い立ちに関係なく、すべての人々が交流を進めるなかで、互いに尊重し支え合いながら、いきいきと暮らしていけるようにすることが重要です。

(1) 人権尊重のまちづくりの推進

現実に人権を侵害されている、または侵害されやすい人々（女性、子ども、高齢者、障害のある人、同和地区出身者、外国人など）に関し、その自己実

現や社会参加を支援する取組を行います。

また、すべての人々の人権が大切にされるまちを目指して、啓発活動を推進します。

(2) 福祉のまちづくりの推進

ア 山科総合福祉会館や山科合同福祉センターをはじめとする区内の福祉施設を拠点として、地域の福祉活動の充実を図ります。

イ 小学校の余裕教室を活用し、地域に根ざした福祉活動を推進します。



山科総合福祉会館

ウ 山科区社会福祉協議会を中心に、民間福祉活動の支援・充実を図ります。

エ 地域の保健・福祉・医療機関の総合マップを作成するとともに、介護保険制度を支える保健・福祉・医療の地域ネットワークの構築を促進します。

オ だれもが安全・快適にまちなかを移動できるように、歩道の段差解消や車椅子が通れる歩道幅の確保に努めるとともに、区民利用施設や福祉施設などでは手すりやスロープ等の設置をすすめます。また、民間施設についても指導・誘導を行うなど、福祉の都市環境づくりを促進し、※ユニバーサルデザインの実現を図ります。

カ 公営住宅などにおいてバリアフリー化をはじめとする住戸機能の改善を推進するなど、良質な住宅の供給を図ります。

※「ユニバーサルデザイン」 はじめからバリアが生じないように設計し、障害のある人・ない人の区別なく使用可能にすること

(3) 高齢者への支援

ア 高齢者がいきいきと活躍できるよう、文化、学習、スポーツ、ボランティアなどの地域活動への参加を支援するとともに、一芸に秀でた高齢者の知識や経験を活用した講座を実施するなど、世代間の交流を図りながら高齢者が生きがいを持って暮らせる環境づくりを行います。

イ 寝たきりや痴ほうなど心身に障害があるために介護を必要とする高齢者の生活を支援するため、介護保険制度の円滑な実施に努め、一人ひとりの心身の状態に合った最適なサービスの提供を目指して、在宅介護サービスの充実や、在宅で介護を受けること

が難しい高齢者の入所施設等、介護サービス基盤の整備を推進します。



デイサービス施設



ホームヘルパーによる在宅介護

(4) 障害のある人への支援

ア 障害（身体障害、知的障害、精神障害）のある区民の在宅生活を支援するため、ホームヘルパー派遣事業やデイサービス事業、ショートステイ事業、レスパイトサービス事業（障害のある区民の家族等の負担軽減のための支援事業）等の在宅サービスの充実を促進するとともに、相談・情報体制の充実を図

ります。

イ 障害のある区民の自立生活を支援するために、グループホームや福祉ホーム等の整備充実と、授産施設や福祉工場、共同作業所、民間企業等の就労の場の確保に向けた取組を促進します。



保育所での子育て支援

(5) 子育て支援の環境づくり

ア 既存の児童館や保育所（園）、幼稚園における「地域子育て支援ステーション」の設置を推進し、地域での子育て支援活動の充実を図るとともに、保護者の子育てや仲間づくりを地域で手助けする子育て支援者の育成を図ります。

イ 子どもの健全育成と子育てに関する総合相談の場としての「子ども支援センター」において、関係機関とのネットワーク化を通じた地域サービスの充実等に取り組み、地域子育て支援ステーションとも連携しながら、子どもの人権擁護と家庭での子育てを支援します。

ウ 子どもの健全育成と、子育て支援の拠点としての児童館の整備を推

進するとともに、学童クラブ事業の拡充を図ります。

エ 多様な保育ニーズに対応していくために、時間延長保育や一時的保育、障害児保育などの実施・充実に向けての取組を促進します。

また、子育て支援短期利用事業（ショートステイ・トワイライトステイ事業）等の円滑な運用に向けて取り組みます。

(6) 学校・家庭・地域の連携による子どもたちの育成

ア 学校・家庭・地域の連携をさらに深め、地域ぐるみで子どもたちを育むため、中学校区に組織されている地域生徒指導連絡協議会の活動を一層推進します。

イ 学校だよりなどを通じた情報発信や地域の人材活

用を進めます。

ウ 子育てについて幅広い区民がともに考え、学校運営に区民が参画するなどにより、地域の実情に応じた特色ある教育活動を進めます。

(7) 地域医療と健康づくり

ア 医師会、医療機関、保健所等の連携強化により、区民の生活習慣病や健康増進等、健康に関する知識を深めるための健康教育や健康診査・相談の充実を図ります。

また、子どもたちが、将来に続く生活習慣を身に付けるため、学校と関係団体との連携のもと、健康教育を推進します。

イ 高次医療を施せる医療機関をはじめとする関係医療機関との連携強化、適切な応急



応急手当の調習

手当ができる区民の養成、救急隊員の教育等を通して、地域の救急医療体制の充実を図ります。

(8) ボランティア活動の支援

区ボランティアセンター、京都市ボランティアセンター及び市民活動支援センター（仮称）との連携により、地域のボランティア活動に関する情報の収集・提供、様々な活動の相談・登録・斡旋、ボラン

ティア講座の開催、ボランティアグループや大学をはじめとする各種団体のネットワーク化の促進、広報啓発活動等を推進し、区民の主体的なボランティア活動を支援していきます。

水と緑と歴史に彩られたまちづくりの推進

山科区は、三方を山に囲まれ、市街地の中央を川が流れている自然豊かなまちです。また、人々の営々とした生活の上に積み重ねられた素晴らしい歴史を持つまちです。

これら自然と歴史を継承・発展させていくことは、私たちの生活に潤いをもたらし、山科に暮らすことへの誇りにつながります。

(1) 公園等の整備推進

ア 既存の公園については、整備後、長期間が経過するなどして、少子高齢化社会や多様な住民のニーズに合致しなくなったものについて、施設の改修や特色ある施設への再整備を行います。また、公園愛護協力会をはじめ地域住民との連携を図りながら、緑に親しみ、やすらぎを得る場として、公園の維持管理の充実を図っていきます。

イ 都市基盤整備が不十分な既存市街地内やその周辺部において、街区公園や身近に利用できる小広場等の整備を促進します。

ウ 市街地周辺の里山（集落の近くにあり、かつては薪炭用木材や山菜などを採取していた、人と関わり深い森林）等を活用して自然と緑にあふれた空間の整備を検討します。

エ 東部山間埋立処分地（エコランド「音羽の杜」）の跡地利用に関しては、緑豊かな環境形成に配慮した

整備計画の検討を進めます。

オ 学校に安らぎの空間を創出する花と緑のグリーンベルトの設置など、区民が緑を楽しむ環境の整備を推進します。



六兵卫池公園

(2) 自然環境や農地の保全と活用

ア 山科盆地を取り巻く山々の豊かな自然環境については、その保全を図っていきます。

イ 河川の水質浄化を図り、かつてホタルが飛び交ったような自然環境の再現を図ります。

ウ 生産緑地については、新鮮で安全な農産物生産の場としてはもちろんのこと、市街地内に残された貴重な緑のオープンスペースであり、市民の精神的安らぎの場、災害時の防災空間等として、その保全や活用を図ります。



エ 四季を通して市民が農業を体験できるよう、勤修寺観光農園の施設の充実を図るとともに、大岩街道沿道の既存の観光農園や、その他活用可能な農地については観光農園や市民農園、農業公園等として緑の保全と観光レクリエーション利用の促進・充実を図ります。

オ 都市農業の活性化を図るため、山科なす等の地場産品の生産振興を推進するとともに、農産物の直売所等の設置を進め、市民に新鮮で安全な京の旬野菜を供給します。



山科なす

(3) 水辺の歩行者ネットワークの整備

ア 市街地内を流れる山科川、安祥寺川、旧安祥寺川、琵琶湖疏水等の河川沿いにおいて、河川改修とあわせて緑化や植樹の推進や遊歩道整備等の環境整備を進めます。

イ 河川断面に余裕がなく、河川側で遊歩道整備ができない地区については、河川沿いの道路を活用して水辺の歩行者ネットワークの形成を図ります。



琵琶湖疏水

(4) 歴史資源の保全と活用

ア 勸修寺、毘沙門堂、琵琶湖疏水、山科本願寺寺内町の土塁（土居）跡等の保全や、名木・名水の発掘を図るとともに、周辺地区での歴史的環境の演出を図ります。

イ 醍醐街道、奈良街道、旧東海道、渋谷街道等の旧街道について、道路空間や沿道の町並み景観等の整備を推進するとともに、河川沿いの遊歩道等とあわせて、周辺地域に分布する歴史資源、史跡等を結ぶ歩行者ネットワークを形成します。

ウ 区内に残る農家住宅等の実態調査を行い、その歴史的価値や景観的価値の再確認を行うとともに、特に歴史的・景観的に貴重と考えられる家屋等について、その保全を推進・支援します。

エ 小・中学校をはじめとして、山科の歴史や伝統文化等を学び体験する機会を拡充します。



名水「だんじょ水」



旧街道沿いの農家住宅



山科本願寺寺内町の土塁

活気と魅力にあふれるまちづくりの推進

京都の東の玄関口である山科区は、古くから人々が集い交流を重ねてきたまちです。

私たちの暮らしには、安らぎとともに、躍動するような活気も必要です。地理的に交通の要衝であるというだけでなく、「人々が集い、にぎわう、魅力あふれるまち」をはぐくんでいくことが大切です。

(1) 幹線道路網の再編整備

ア 現在整備中の京都高速道路（新十条通）や、京阪電鉄京津線軌道敷跡地を活用した四ノ宮四ツ塚線の拡幅整備を推進します。

イ 未整備の都市計画道路の見直しにより、骨格となる地域内幹線道路網の再編を行い、住宅市街地からの通過交通の排除や、慢性的な交通混雑等の解消を目指します。

ウ 京都高速道路（新十条通）の開通により予測され

る外環状線への車両集中を緩和するために、西野山大宅線や大津宇治線、御陵穴地蔵線などの整備を進める必要があります。

エ その他、小山大宅線の整備、渋谷街道の改良等に努めるとともに、西野山大宅線を延伸して小山大宅線との接続を図り、より充実した幹線道路網の整備を目指します。

(2) 人と環境にやさしい交通体系の整備

ア 現状で公共交通機関から一定距離はなれている地域を中心に、高齢者や障害のある人も含めて誰でも利用できる小型低床バス路線の導入を検討し、地下鉄東西線駅と結んで循環運行することにより住民の利便性を高めます。

イ 地域住民の協力を得ながら、生活道路の交通規制等により住宅市街地内の通過交通の抑制を行い、歩行者により安全で快適な道路環境の確保に努めます。

ウ 環境に優しい交通手段である自転車を見直し、駐輪場の整備を推進するとともに、民間事業者と協力・連携を図り、放置自転車対策や地域の交通対策として、※¹都市型レンタサイクルシステムや、※²自転車共同利用システム等の導入を推進します。

エ 不法駐車や不法駐輪の解消に向けた広報啓発活動を推進します。

※¹「都市型レンタサイクルシステム」

鉄道駅を中心に、通勤・通学客を主たる対象とする貸自転車のしくみ

※²「自転車共同利用システム」

マンション住民などが自転車を共有し、共同利用するしくみ

(3) 拠点地区の形成

ア 京都市の東の玄関口である山科駅については、JR駅舎及びその関連施設の再整備に向けての取組を推進します。

また、市街地再開発事業により整備された「ラクト山科」と周辺商店街等の連携強化により、醍醐地域も含めた山科盆地地域におけるターミナル拠点の形成を目指します。

イ 鉄道駅に利用者が集中する御陵、東野、柳辻、小野、四ノ宮地区においては、既存の商業、オフィス、サービス機能等の再編整備や専門店と大型店との共存が図れるモール方式のまちづくり等、それぞれの地域ごとに特色ある生活拠点の形成を目指します。



山科駅とラクト山科

(4) 幹線道路沿道での都市的景観の創造

ア にぎわいを感じさせる都市的景観を創造するため、外環状線、国道1号、四ノ宮四ツ塚線については、沿道に商業、オフィス、サービス等の都市的機能の立地誘導を図るとともに、※沿道景観形成地区などの指定や、広告物の規制・指導等を行います。

イ 外環状線や西野山大宅線については、醍醐地域を含む山科盆地の骨格となる路線であることから、質の高いシンボリックな道路として整備を図ります。

※「沿道景観形成地区」 市街地においてメインストリートの整備を行う際に、地域と行政が一帯となって計画を立て、景観を整える地区

(5) 新たなモデル的まちづくりの推進

市街地内の開発ポテンシャルの高い比較的まとまった低利用地や未利用地などにおいて、都市基盤の整備とあわせて、居住機能を中心とした山科区の魅力を高めるような新しいモデル的まちづくりを推進するとともに、その他の開発可能性の高い市街化区

域内農地や、土地利用転換が見込まれる工場用地等についても、周辺の市街地環境にも配慮した、計画的な土地利用の誘導を図ります。

(6) 地域資源の観光活用の推進

ア 地域にある自然・歴史資源や史跡等について、ガイドブックやマップ、インターネット等での紹介やPRを推進するとともに、それらの活動の主体となる区民・事業者の自主的な組織づくりを推進します。

また、これらの資源や史跡等を結ぶ道路・交通体系等の整備と、観光客の来訪に対応できるような駐車スペースやサービス機能の拡充を、地域住民・事業者等の協力により図っていきます。

イ 清水焼団地や京扇子工芸団地・京都伝産佛具団地については、伝統産業の集積地であることから、観

光客用の駐車スペースや、伝統工芸品の展示、販売機能、手作り工房等の体験機能の整備を図り、観光資源としての活用を図っていきます。また、地域の特性を活かし、新たな観光資源の開発を推進します。

ウ 山科駅前地区周辺に観光等の情報発信機能をもつ拠点の整備を図ります。

エ 外環状線や国道1号等の幹線沿道で駐車場と休憩施設を備えた「道の駅」の整備を検討します。



京仏具・京扇子・清水焼の製作

(7) 国家的研究機関の誘致の検討

例えば環境やエコロジー問題等に関する国家的施設や研究機関などの誘致を検討し、山科地域から全国への情報発信を目指していきます。



心ゆたかな暮らしをおくれるまちづくりの推進

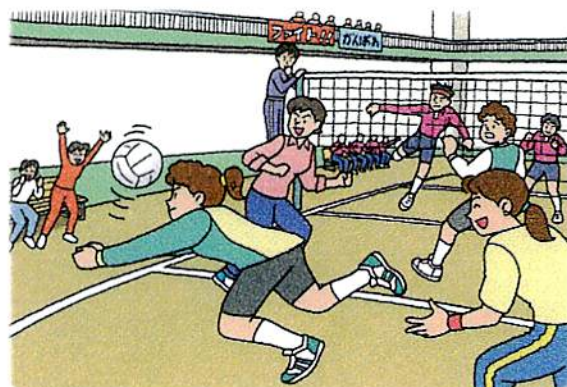
今、私たちの寿命が延び、長い人生をいかに過ごしていくかということが大きな命題となってきました。あわせて、地域社会の中で個々人の果たすべき役割が見直されています。

私たちが、長い時間を経て培ってきた地域コミュニティを軸に、山科区の新しい文化を創造していくことがこれからの豊かな暮らしには必要です。

(1) スポーツ・レクリエーションの振興

ア 山科地域体育館やラクトスポーツプラザ、小・中学校の校庭、体育館等を、区民が身近にスポーツ・レクリエーションを楽しめる場として活用し、区民の健康増進やスポーツ活動を支援します。

イ 区民の多様なニーズに対応できるスポーツ・レクリエーションのリーダーを育成するとともに、活動の支援体制の充実を図ります。



(2) 生涯学習・文化活動の支援

ア 山科図書館においては、蔵書の充実や文献資料等の保管・充実とともに、「京・ライブラリーネット」を活用したサービスの強化など、図書館機能及び資料館機能の充実を図ります。また、図書館が幼児や小学校低学年向けに実施している「お楽しみ会」の内容の工夫、小学生による社会見学としての図書館見学、幼稚園児の作品展示等を通じて学校等との連携を深め、子どもの主体的な読書活動推進のための取組を進めます。

イ ラクト山科の京都市生涯学習総合センター山科等を介して、身近な生涯学習活動や文化活動の支援と、生涯学習関連情報の発信を促進します。

ウ 学校ふれあいサロンなどを活用した取組により、

お年寄りから子供まであらゆる世代の住民が集い、主体的に学びあえる身近な生涯学習活動や文化活動の場の提供を促進します。

エ 区民の生涯学習活動を担う社会教育関係団体等のリーダーの育成や、人材発掘の支援等を推進します。

オ 大学との連携を強化し、大学が擁する豊富な人材の活用や、区民と大学の交流の促進により、地域振興に関する学際的研究等を推進します。例えば、地域対策・観光振興・地域防災等の研究システムの確立、公開講座の開催、学生の地域活動への参加等の実施を検討します。



図書館でのお楽しみ会



学校ふれあいサロンでの活動

(3) コミュニティ活動の支援

- ア 自治会・町内会等の地域のさまざまなコミュニティ活動を推進するとともに、活動の相互連携を推進・支援します。
- イ 区民が一体となって参加できる新たな祭り、イベント（ウォークラリー、イルミネーションショー等）、スポーツ大会、文化的行事などの実現に向けての取組を推進・支援します。
- ウ 小学校を、地域の様々なコミュニティ活動の拠点となるコミュニティセンターとして位置づけ、地域の絆づくりの場として活用していきます。



区民によるまちづくり会議

(4) NPO 活動の支援

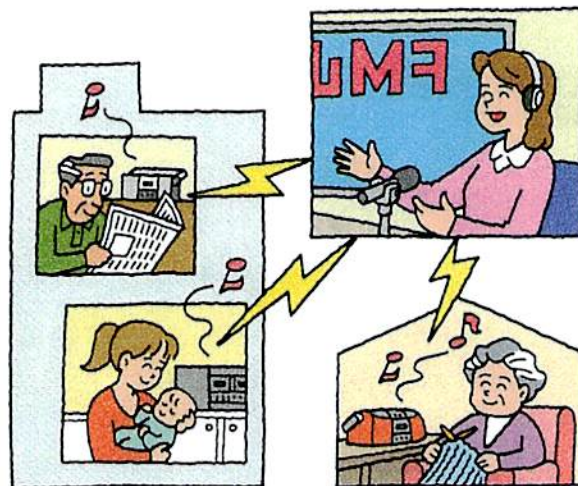
市民活動支援センター（仮称）との連携により、
※NPO 活動など、幅広い市民活動に関する情報の
収集・提供、NPO 組織や大学等のネットワーク化の

促進等、区民のNPO 活動等を支援していきます。

※「NPO」
企業や行政には果たせない役割を担う非営利の市民活動団体

(5) 地域情報の発信

- ア 今後、急激な進歩が予想される通信回線、ケーブルテレビジョンなどの情報通信インフラを有機的に活用するとともに、地域発のFM放送を行うコミュニティ放送局設置の取組を推進し、地域の情報発信機能の充実を図ります。
- イ 地域の特色を活かした情報発信、区民との連携による情報発信、緊急時における情報発信を充実することにより、豊かで安全なまちづくりに貢献します。



(6) 行政サービス機能の充実

- ア 市役所、区役所をはじめ区内の出先機関等を通信回線で結び、広域的な情報通信ネットワークを通じて、行政手続きや行政サービスを、いつでも、どこでも利用できるような情報通信システムの構築を図ります。

イ 区民が情報通信ネットワークサービスを利用して、誰もが容易に行政情報の提供を受けられ、かつ意見を述べられるようなインターネットによる双方向の情報システムづくりに努めます。